

平成 30 年度飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業実施マニュアル

1 目的

このマニュアルは、公益社団法人三重県獣医師会等と連携した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等（以下「手術等」という。）の支援に関し必要な事項を定め、飼い主のいない猫の繁殖の抑制及び地域住民の生活環境が損なわれる事態の防止を図ることを目的とする。

2 実施機関等

このマニュアルにおける実施機関等は、次のとおりとする。

(1) 実施機関

- ア 三重県動物愛護推進センター（以下「推進センター」という。）
- イ 各保健所（志摩市駐在を含む。以下「保健所」という。）
- ウ 三重県医療保健部食品安全課（以下「食品安全課」という。）

(2) 業務受託機関

- ア 公益社団法人三重県獣医師会（以下「獣医師会」という。）
- イ 公益財団法人三重県動物管理事務所（以下「管理事務所」という。）

(3) 協力機関等

- ア 四日市市保健所
- イ 本事業の目的を理解し、協力できる地域住民、ボランティア団体、市町等

3 対象動物

保健所が飼い主がいないと認めた猫（平成 30 年度さくらねこ不妊協働事業実施マニュアル（以下「さくらねこ事業実施マニュアル」という。）に基づき手術を行う猫を除く。）

4 実施方法

(1) 推進センターにおける手術等

ア 手術等の実施日等の決定

推進センターは、獣医師会と調整の上、手術等の実施日及び予定数（上限）を決定し、事前に関係実施機関等に連絡する。

なお、事業の実施期間（準備期間を含む。）は、地域の実情や手術等実施後の飼い主のいない猫の状態等に応じて、各実施機関において定めることができる。

イ 手術等の実施数等の決定

推進センターは、さくらねこ事業実施マニュアルに基づき保健所から送付された「飼い主のいない猫の定着状況等報告書」を参考に、手術等を希望する保健所と調整を行い、手術等の実施数等を決定する。

ウ 飼い主のいない猫の捕獲

(ア) 保健所等は、原則として手術等の実施日の前日までに飼い主のいない猫の捕獲を行う。

(イ) 保健所等は、飼い主のいない猫を捕獲した場合、その捕獲箱等に「管理札」（さ

くらねこ事業実施マニュアルに規定する様式3を使用)を結着する。

(ウ) 保健所は、「飼い主のいない猫の手術等記録簿」(様式1)の①から⑤の項目を記入して推進センターに送付する。

エ 飼い主のいない猫の飼養管理

保健所等は、捕獲した飼い主のいない猫について、逸走防止のため捕獲箱等に針金を巻く等の措置を講じるとともに、捕獲した日から手術等の実施日までの日数を勘案し、適切な保管、給餌・給水及び健康状態の観察を行う。

オ 飼い主のいない猫の搬入

推進センターと保健所は、搬入日時及び方法について、事前に調整のうえ、飼い主のいない猫を推進センターに搬入する。

カ 手術等の実施

推進センターは、手術等に係る役割分担表を作成し、手術等に参加する者は役割分担表に従い作業等を行う。不妊・去勢手術は、獣医師会の協力動物病院(以下「協力動物病院」という。)及び県職員の獣医師が行う。また、協力病院の獣医師は、県職員の獣医師の技術指導を行う。

キ 飼い主のいない猫の搬出及びリターン(放猫)

保健所等は、手術等を施した飼い主のいない猫を推進センターから搬出し、原則として手術実施の翌日以降にリターン(放猫)する。それまでの間は動物舎等で適切に飼養管理を行う。

ク 手術等の記録

推進センターは、手術等の実施後に様式1の⑥から⑨の項目を記入し、保健所に送付する。

ケ 手術等実施の報告

推進センターは、不妊・去勢手術及び技術指導を行った協力動物病院の獣医師及び手術数を取りまとめ、獣医師会及び食品安全課に報告する。

(2) 協力動物病院における手術等

ア 手術等の実施数等の決定

保健所は、手術等を希望する旨、推進センターに連絡し、手術等の実施数を調整の上、決定する。手術等の実施数については、くらねこ事業実施マニュアルに基づく「飼い主のいない猫の定着状況等報告書」を参考にする。

なお、事業の実施期間(準備期間を含む。)は、地域の実情や手術等実施後の飼い主のいない猫の状態等に応じて、各実施機関において定めることができる。

イ 手術等を行う協力動物病院等の決定

推進センターは、獣医師会と調整の上、手術等を依頼する獣医師会の支部を決定し、当該支部の調整者(以下「支部調整者」という。)に手術等の依頼を行う。原則として、手術等を行う飼い主のいない猫を選定した保健所管内の支部に依頼するものとするが、管内に協力動物病院がない場合や受入れが困難な場合は、他保健所管内の支部に依頼する。推進センターは、支部調整者と受入れを行う協力動物病院、受入期間等の調整を行い、関係保健所に連絡する。

ウ 飼い主のいない猫の捕獲

(ア) 保健所等は、原則として手術等の実施日の前日までに飼い主のいない猫の捕獲を行う。

(イ) 保健所等は、飼い主のいない猫を捕獲した場合、その捕獲箱等に「管理札」(さくらねこ事業実施マニュアルに規定する様式3を使用)を結着する。

(ウ) 保健所は、様式1の①から⑤の項目を記入する。

エ 飼い主のいない猫の飼養管理

保健所等は、4(1)エと同様に飼い主のいない猫の飼養管理を行う。

オ 飼い主のいない猫の搬入

保健所は、飼い主のいない猫を協力動物病院に搬入する。その際、①から⑤の項目を記入した「飼い主のいない猫の搬入書兼手術実施記録」(様式2)を協力動物病院に渡す。推進センターが搬入する場合は、事前に保健所から様式2を受け取り、搬入する。

カ 手術等の実施

協力動物病院の獣医師は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術(右耳のV字カット、ノミ・ダニ駆除を含む)を行い、様式2の⑥から⑨の項目を記入する。

キ 飼い主のいない猫の搬出

保健所は、協力動物病院から手術等を施した飼い主のいない猫を搬出し、その際、様式2を受け取る。推進センターが搬出する場合は、搬出後に飼い主のいない猫及び様式2を保健所に引き渡す。

ク 飼い主のいない猫のリターン(放猫)

保健所等は、原則として手術実施の翌日以降にリターン(放猫)する。それまでの間は動物舎等で適切に飼養管理を行う。

ケ 手術等の記録

保健所は、手術等の実施後に様式1の⑥から⑨の項目を記入し、推進センターに送付する。

コ 手術等実施の報告

推進センターは、不妊・去勢手術を行った協力動物病院及び手術数を取りまとめ、獣医師会及び食品安全課に報告する。

5 事業報告等

食品安全課又は推進センターは、事業の結果について県ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 本マニュアルに定める事項以外の手続き等については、食品安全課又は推進センターが獣医師会と協議して定めるものとする。
- (2) 推進センター及び保健所は、本マニュアルに関する業務のうち、飼い主のいない猫の診療業務を除く業務について、管理事務所に依頼することができる。
- (3) 猫の捕獲器等の調達、地域住民等への周知等は、さくらねこ事業実施マニュアルに準じて行う。

(4) 推進センターは、必要に応じて四日市市保健所に本事業への協力依頼を行う。なお、同保健所が管轄内に定着している飼い主のいない猫の手術等の支援を行う場合は、マニュアル中の保健所を四日市市保健所と読み替え対応する。